

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月23日（月）午後1時23分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 33名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一	○	
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦		○	21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一		○	26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 忠	○		32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫		○	35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人		○
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫		○				

4. 欠席委員 5名 20番 兵頭 暁彦 25番 清家 純一 34番 芝 幹夫
36番 濱田 増人 38番 大塚 康倫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第50号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第51号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
- 日程第5 報告第52号 農地現況証明について
- 日程第6 報告第53号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第7 報告第54号 非農地現況証明について
- 日程第8 報告第55号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第9 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

松末局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和6年12月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	去る11月27日、東京で開催されました農業者年金加入推進セミナーに参加しました。私が初めて農業者年金制度を知った当時と比較して、加入要件が変わり農業者にとってはかなり有利な制度設計になっております。委員の皆様には、より一層の加入推進活動をお願いしたいと存じます。本日は今年最後の定例会となります。また来年、皆さんの元気なお顔を拝見したいと思います。以上、簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。
松末局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	議事に入るまでに、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」6ページ整理番号1番につきましては取り下げられましたので報告します。それでは、ただ今から12月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中14名で定足数に達しており、総会は成立しています。20番兵頭委員、25番清家委員、34番芝委員、36番濱田委員、38番大塚委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。 次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、18番片岡委員、31番城内委員のお二人をお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第46号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第50号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の解約が5件、使用貸借権の解約が1件、農地法に基づく使用貸借権の解約が1件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第51号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

二宮主査	報告第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消しについて」報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による許可の取消しは 1 件となっています。整理番号 1 番は、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に切り替えたいため、許可を取り消すものです。以上で「農地法第 3 条の規定による許可の取消しについて」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 5、報告第 52 号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 52 号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、明浜町宮野浦、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、15 番土居委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 6、報告第 53 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 53 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、宇和町伊賀上、●●●●ほか 2 名から提出のあった証明願いは、地区担当農業委員、3 番三好委員、9 番酒井委員、13 番五藤委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 8、報告第 55 号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第 55 号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定により、事業年度終了後、3 箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「株式会社●●●●」「株式会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 9、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 6 番までの 5 件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 45 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 4 件、贈与が 1 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 1 ページから 5 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並び

	に補足説明をお願いします。整理番号2番、3番をお願いします。
29 番出水委員	2番の案件につきまして、29 番出水が報告します。12 月 17 日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は個人としては初めての農地取得ですが、法人で農作業に従事していたこともあり、また営農計画書の提出もあり、問題はないと思います。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。以上です。
29 番出水委員	3番の案件につきましても、29 番出水が報告します。12 月 17 日に片岡農業委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、以前放棄地状態であった農地を現在、個人としては初めての農地取得ですが、法人で農作業に従事していたこともあり、また営農計画書の提出もあり、問題はないと思います。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。以上です。
宇都宮会長	4 番をお願いします。
16 番高岡委員	整理番号 4 番の案件につきまして、38 番大塚推進委員が欠席につき、現地調査報告書を預かっておりますので 16 番高岡が代理で読み上げます。「受人は、初めての農地取得ですが、地域内の団体において農作業に従事していたとのことです。また、営農計画書の提出がありました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。12 月 15 日に高岡農業委員と申請地を確認しました。」以上です。
宇都宮会長	5 番をお願いします。
33 番和氣委員	整理番号 5 番の案件につきまして 33 番和氣が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいとのことです。現地は平成 30 年豪雨災害時に石等が流入しており、取得後においてはそれらを除去し、野菜を栽培するとのことです。機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを 12 月 15 日に 5 番井関農業委員と受入立会いの下、確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。以上です。
宇都宮会長	6 番をお願いします。
30 番角藤委員	6 番の案件につきまして 30 番角藤が報告します。12 月 15 日、10 番三好農業委員と現地調査を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、労働力、通作距離等からみても問題がないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)

宇都宮会長	特に補足説明等ありませんので、これより質疑に移ります。
宇都宮会長	ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第9、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番から6番までの5件を原案どおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第9、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番から6番までの5件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第10、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は1件です。 転用の理由は、整理番号1番は、町内での就職に伴い親と同居することとなり、現在の住居では手狭であるため、実家の隣接地に住宅や車庫等を建築したいとのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書6ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
17番志波委員	1番の案件につきまして17番志波が報告します。12月22日に28番山内推進委員と現地確認を行いました。写真で見るとおり、申請地はすでに住宅の敷地になっています。隣接農地は申請人所有で、土砂の流出等の心配もなく、排水についても現状問題なく推移していますので、周辺の営農に悪影響はないと思われます。また、始末書を提出されていることも確認しました。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等ありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願い

	します。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 10、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 10、議案第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第 11、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第 47 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 4 件で、権利別では、所有権移転の売買が 4 件となります。 転用の理由は、整理番号 1 番は、消防団詰所の移転があり、消防団員の駐車場を確保する必要があるため、申請地を駐車場として整備したい、とのことです。 整理番号 2 番は、受人は、申請地の隣地の居宅を購入することを予定しておりますが、収納が不足するため、倉庫を建築したい、とのことです。 整理番号 3 番は、宇和町では住宅地の需要が続いているので、申請地を取得して隣接地の当社所有地と併せて住宅用地として宅地分譲したい、とのことです。 整理番号 4 番は、受人は、所有する隣接地を飲食店に賃貸契約をしていますが、客数が多く駐車台数が不足しているため、申請地を貸し駐車場として整備したい、とのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 7 ページから 10 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番、2 番をお願いします。
10 番三好委員	1 番の案件を 10 番三好が報告します。今回、消防団詰所が移転することになり、近くに消防団員の駐車場を確保する必要があるため、申請地を駐車場として整備したいとのことです。この案件は、許可要件を満たしており問題ないと思います。申請地は農地であることを 12 月 17 日に 25 番清家推進委員と確認しました。以上です。
10 番三好委員	2 番の案件を 10 番三好が報告します。受人は申請地の隣地の居宅を購入することを予定しており、収納が不足するため倉庫を建築したいとのことです。受人は許可要件を満たしており、問題ないと思います。申請地は一部建物が建っていますが、始末書も提出されていることを確認しております。12 月 17 日 25 番清家推進委員と確認しました。以上です。
宇都宮会長	3 番、4 番をお願いします。

9 番酒井委員	3 番の案件を 9 番酒井が報告します。12 月 22 日に 24 番河野推進委員と現地確認を行いました。こちらの申請は、譲渡人は宅建業、建築・建設業を営んでいます。西予市宇和町では住宅地の需要が続いているので、本件申請地を取得して当社所有地と接続し住宅用地として分譲したいとのことです。雨水、汚水の排水計画もしており、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。以上です。
9 番酒井委員	4 番の案件を 9 番酒井が報告します。12 月 22 日に 24 番河野推進委員と現地確認を行いました。こちらの申請は、隣接する土地を飲食店に賃貸契約をしていますが、現状では客数が多く駐車台数が不足し、近隣で車の混雑が見受けられるため、隣接する農地を駐車場として整備したいとのことです。申請地の周囲を擁壁にて土留めし、薄いの排水計画もあり、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
7 番泉原委員	暫時休憩をお願いします。
宇都宮会長	暫時休憩とします。
宇都宮会長	再開します。他に質疑はございませんか。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 11、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 11、議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、議案第 48 号については、1 番宇都宮委員、7 番泉原委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《 1 番宇都宮委員、7 番泉原委員 退席》

中村職務代理者	議長が議事参与により退席されましたので、議長に代わり職務代理者である私の方で進めさせていただきます。 次に、日程第 12、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による案件は、81 件でございます。議案書の 8 ページから 13 ページをご覧ください。西予市長より令和 6 年 12 月 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が 53 件、新規の利用権設定が 24 件です。利用権の設定をする者が 75 名、利用権の設定を受ける者が 47 名、うち認定農業者が 28 名でございます。利用権設定の面積は 259, 285 ㎡、筆数が 207 筆です。 所有権移転は 4 件で、整理番号 1 番、所有権の移転をする者は、野村町富野川、●●●●●、所有権の移転を受ける者は、野村町富野川、●●●●●、経営面積は 6, 920 ㎡で認定農業者です。所有権移転の面積は 1, 262 ㎡、筆数は 2 筆です。所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 1 日、対価は 130, 000 円です。 整理番号 2 番、所有権の移転をする者は、野村町富野川、●●●●●、所有権の移転を受ける者は、野村町富野川、●●●●●、経営面積は 6, 920 ㎡で認定農業者です。所有権移転の面積は 716 ㎡、筆数は 1 筆です。所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 1 日、対価は 80, 000 円です。 整理番号 3 番、所有権の移転をする者は、三瓶町朝立、●●●●●、所有権の移転を受ける者は、三瓶町朝立、●●●●●、経営面積は 34, 467 ㎡で認定農業者です。所有権移転の面積は 1, 501 ㎡、筆数は 1 筆です。所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 1 日、対価は 150, 000 円です。 整理番号 4 番、所有権の移転をする者は、宇和町久枝、●●●●●、所有権の移転を受ける者は、宇和町岩木、●●●●●、経営面積は 151, 694 ㎡で認定農業者です。所有権移転の面積は 551 ㎡、筆数は 2 筆です。所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 1 日、対価は 200, 000 円です。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
中村職務代理者	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 （質疑なし）
中村職務代理者	質疑もないようですので質疑を終結とします。お諮りいたします。日程第 12、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 22 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
中村職務代理者	全員賛成と認めます。よって、日程第 12、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 22 件は原案のとおり決定しました。 《 1 番宇都宮委員、7 番泉原委員 着席》

宇都宮会長

以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。

松末局長

ご起立ください。一同、 礼。お疲れ様でした。

午後2時05分閉会

議事録署名委員

会 長

18 番 委 員

31 番 委 員